

件名

信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>〔一〜二十四 略〕</p> <p>二十五 適格格付機関 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号。以下「適格格付機関告示」という。）</p> <p>第二条各号に掲げる格付機関をいう。</p> <p>〔二十六〜四十二 略〕</p> <p>四十三 中小企業等 信用金庫連合会又は連結子法人等に預け入れた預金等の額の合計額が一億円未満であって、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業法人等をいう。</p> <p>イ 信用金庫連合会又は連結子法人等が当該事業法人等に対して信用供与等（資金の貸付け、社債の引受け、デリバティブ取引等その他の方法による信用供与又は出資をいう。以下この号において同じ。）を行っており、かつ、当該信用供与等が、次の(1)又は(2)に掲げる信用金庫連合会又は連結子法人等の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものに該当するものであること。</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 標準的手法を採用する信用金庫連合会又は連結子法人等 自己資本比率告示第六十一条第一項の中堅中小</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>〔一〜二十四 同上〕</p> <p>二十五 適格格付機関 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に規定する金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号。以下「適格格付機関告示」という。）</p> <p>第二条各号に掲げる格付機関をいう。</p> <p>〔二十六〜四十二 同上〕</p> <p>四十三 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 標準的手法を採用する信用金庫連合会又は連結子法人等 自己資本比率告示第六十二条第一項の中小企業</p>

企業等向けエクスポージャー（同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）

ロ 「略」

〔四十四～七十七 略〕

（レベル1資産）

第九条 次に掲げる資産（以下「レベル1資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル1資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、百パーセントとする。

〔一・二 略〕

三 中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州連合、国際開発銀行又は欧州安定メカニズムその他これに準ずるものが発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券等（債券、為替手形その他これらに類するものをいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

〔イ・ニ 略〕

〔四・五 略〕

2 「略」

（レベル2 A資産）

第十条 次に掲げる資産（レベル1資産を除く。以下「レベル2 A資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル2 A資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、八十五パーセントとする。

等向けエクスポージャー（同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）

ロ 「同上」

〔四十四～七十七 同上〕

（レベル1資産）

第九条 「同上」

〔一・二 同上〕

三 中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、国際開発銀行又は欧州安定メカニズムその他これに準ずるものが発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券等（債券、為替手形その他これらに類するものをいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

〔イ・ニ 同上〕

〔四・五 同上〕

2 「同上」

（レベル2 A資産）

第十条 「同上」

一 「略」

二 事業法人等（金融機関等の子会社又は関連会社を除く。次条第一項第三号及び第四号において同じ。）が発行する社債若しくはコーポラショナル・ペーパー又はカバード・ボンド（信用金庫連合会又は連結子法人等と密接な関係を有する者が発行するものを除く。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 「略」

ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

〔1〕・〔2〕 略

(3) 信用金庫連合会又は連結子法人等の内部格付手法において当該社債若しくはコーポラショナル・ペーパー又はカバード・ボンドに対して付与されているレートを、適格格付機関告示第三条第六号又は第七号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ4―1又は5―1に該当するエクスポージャーに係るレートを相当するものであること（個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。）。

〔ハ・ニ 略〕

2 「略」

（レベル2 B資産）

第十一条 次の各号に掲げる資産（レベル1資産及びレベル2 A資産を除く。以下「レベル2 B資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル2 B資産として取り扱われる場合

一 「同上」

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 信用金庫連合会又は連結子法人等の内部格付手法において当該社債若しくはコーポラショナル・ペーパー又はカバード・ボンドに対して付与されているレートを、適格格付機関告示第三条第四号又は第五号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ4―1又は5―1に該当するエクスポージャーに係るレートを相当するものであること（個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。）。

〔ハ・ニ 同上〕

2 「同上」

（レベル2 B資産）

第十一条 「同上」

の適格資産算入可能率は、当該各号に定める値とする。

一 住宅ローン担保証券であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの 七十五パーセント

〔イ・ホ 略〕

へ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 長期個別格付又は債務者信用力格付が、次条第一項の規定により同項の表の格付区分のうち一に該当するもの（当該格付区分に対応する信用リスク区分（適格格付機関告示第三条第六号又は第八号イの表に定める信用リスク区分をいう。同項において同じ。）に対応する適格格付機関告示第二条各号に掲げる格付機関の格付がV V I又はV B Bであるものを除く。）であること。

(2) 〔略〕

〔ト・チ 略〕

二 〔略〕

三 事業法人等が発行する社債又はコマースヤル・ペーパーであつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの 五十パーセント

〔イ・ロ 略〕

ハ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

〔(1)・(2) 略〕

(3) 信用金庫連合会又は連結子法人等の内部格付手法において当該社債又はコマースヤル・ペーパーに対して付与されているRODが、適格格付機関告示第三条第六

一 〔同上〕

〔イ・ホ 同上〕

へ 〔同上〕

(1) 長期個別格付又は債務者信用力格付が、次条第一項の規定により同項の表の格付区分のうち一に該当するもの（当該格付区分に対応する信用リスク区分（適格格付機関告示第三条第四号又は第六号イの表に定める信用リスク区分をいう。次条第一項において同じ。）に対応する適格格付機関告示第二条各号に掲げる格付機関の格付がV V I又はV B Bであるものを除く。）であること。

(2) 〔同上〕

〔ト・チ 同上〕

二 〔同上〕

三 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

ハ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 信用金庫連合会又は連結子法人等の内部格付手法において当該社債又はコマースヤル・ペーパーに対して付与されているRODが、適格格付機関告示第三条第四

号又は第七号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ4-1、4-2若しくは4-3又は5-1若しくは5-2に該当するエクスポージャーに係るFDに相当するものであること（個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。）。

〔ニ・ホ 略〕

四 「略」

2 「略」

（格付区分）

第十二条 「略」

2 短期個別格付に対応する信用リスク区分（適格格付機関告示第三条第七号又は第八号口の表に定める信用リスク区分をいう。）が次の表の右欄に掲げるものであるときは、格付区分は、同表の左欄に掲げるものとする。

〔表略〕

（信用保証に係る偶発的な資金流出額）

第五十一条 第四十九条第二号に掲げる「信用保証に係る偶発的な資金流出額」とは、信用金庫連合会又は連結子法人等が契約に基づき行う信用保証（自己資本比率告示第七十二条第一項の表の第二号に掲げる短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務、同表の第四号に掲げる特定の取引に係る偶発債務及び同表の第六号に掲げる信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証に該当するものに限る。）をいう。）

号又は第五号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ4-1、4-2若しくは4-3又は5-1若しくは5-2に該当するエクスポージャーに係るFDに相当するものであること（個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合に限る。）。

〔ニ・ホ 同上〕

四 「同上」

2 「同上」

（格付区分）

第十二条 「同上」

2 短期個別格付に対応する信用リスク区分（適格格付機関告示第五条第五号又は第六号口の表に定める信用リスク区分をいう。）が次の表の右欄に掲げるものであるときは、格付区分は、同表の左欄に掲げるものとする。

〔同上〕

（信用保証に係る偶発的な資金流出額）

第五十一条 第四十九条第二号に掲げる「信用保証に係る偶発的な資金流出額」とは、信用金庫連合会又は連結子法人等が契約に基づき行う信用保証（自己資本比率告示第七十二条第一項の表第二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務、同表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務及び同表百の項に規定する信用供与に直接的に代替する偶発債務（一般的な債務の保証に該当するものに限る。）をいう。）

第百一条第二号において同じ。)に相当するものの額の合計額に二パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

(デリバティブ資産の額)

第九十条 第八十八条第一項第二号に掲げるデリバティブ資産の額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した再構築コストの額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)を合計した額(以下この条において「合計額」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる要件の全てを満たすデリバティブ取引等にあつては、同項第二号に掲げるデリバティブ資産の額を、当該合計額からデリバティブ取引等に関連して現金及び処分上制約のないレベル1資産で受け入れた変動証拠金の対価の額を減じて得た額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)とすることができる。

「一・二 略」

三 変動証拠金として受領した現金又はレベル1資産がデリバティブ取引等に係る契約において定められている通貨と同一であること。

四 「略」

2 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

う。第百一条第二号において同じ。)に相当するものの額の合計額に二パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

(デリバティブ資産の額)

第九十条 第八十八条第一項第二号に掲げるデリバティブ資産の額は、デリバティブ取引等を時価評価することにより算出した再構築コストの額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)を合計した額(以下この条において「合計額」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる要件の全てを満たすデリバティブ取引等にあつては、同項第二号に掲げるデリバティブ資産の額を、当該合計額からデリバティブ取引等に関連して現金及び処分上制約のないレベル1資産で受け入れた変動証拠金の対価の額を減じて得た額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)とすることができる。

「一・二 同上」

三 変動証拠金として受領した現金又はレベル1資産がデリバティブ取引等の決済通貨と同一であること。

四 「同上」

2 「同上」

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和五年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

2 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（令和五年金融庁告示第 号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により自己資本比率の算出を行う信用金庫連合会については、なお従前の例による。